

議 第 5 号

こどもや若者を性犯罪・性暴力から守る  
取組の推進を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣 宛 て  
文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
警 察 庁 長 官  
こ ども 家 庭 庁 長 官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、スマートフォン等の利用の低年齢化が進む中、SNS等のトラブルに巻き込まれ、性被害を受けるこどもや若者が増加している。性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期間にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。

性犯罪の件数が増加する背景には、被害者が以前より声を上げやすくなった社会的変化も指摘されるが、依然として安心して相談できる社会的サポートは十分とは言えない。また、身近な者からの被害も後を絶たない中、誰もが加害者、被害者及び傍観者にならないための教育・啓発の充実が求められている。

情報が氾濫する現代社会において、性被害を未然に防ぐためには、幼少期から正しい知識を身に付けることが不可欠であり、学校や地域の実情、発達段階を踏まえた上で、就学前の教育や保育を含め、学校教育のみならず地域や保護者等の協力を得ながら、総合的な取組を推進しなければならない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、こどもや若者を性犯罪・性暴力から守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 国が進める「生命（いのち）の安全教育」の実施率に、都道府県や政令指定都市ごとに差が生じていることから、更なる推進に向けた取組を強化すること。
- 2 教職員の負担増にならないよう、外部講師の活用等に対し、必要な財政措置を講ずること。
- 3 学校等に限らず、不登校の児童生徒や保護者、社会人等を対象とした学習機会を増やす取組を推進すること。
- 4 性被害の未然防止及び早期発見が図られるよう、相談や支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境整備を推進すること。